

環境影響評価書案の概要

—(仮称)第二廃棄物広域処分場建設事業—

平成6年10月

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

第1章 総 括

1.1 事業者の名称及び住所

名 称 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合
 管理者 白井 千秋
 住 所 東京都府中市新町二丁目77番地の1

1.2 対象事業の名称

名 称 (仮称) 第二廃棄物広域処分場建設事業
 事業の種類 廃棄物処理施設の設置

1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都西多摩郡日の出町に、一般廃棄物広域処分場を建設するものである。
 事業の概要は、表1.3-1に示すとおりである。

表 1.3-1 事業の概要

名 称		(仮称) 第二廃棄物広域処分場	
位 置		東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内	
規 模	面 積	全 体 面 積	60ha
		開 発 面 積 (埋立面積)	30ha (19ha)
		非開発面積	30ha
規 模	容 量	全 体 容 量	370万 m^3
		埋 立 容 量	250万 m^3
		覆 土 容 量	120万 m^3
埋 立 廃 棄 物 の 種 類		一般廃棄物のうち可燃ごみの焼却残渣、 不燃ごみ及び焼却不適ごみ	
工 事 期 間 (予 定)	処 分 場 建 設 工 事	第1期	平成 7年度 ~ 平成 9年度
		第2期	平成 9年度 ~ 平成13年度
		第3期	平成14年度 ~ 平成18年度
	廃 棄 物 埋 立 処 分	平成 9年度 ~ 平成20年度	

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。

評価の結論は、表1.4-1に示すとおりである。

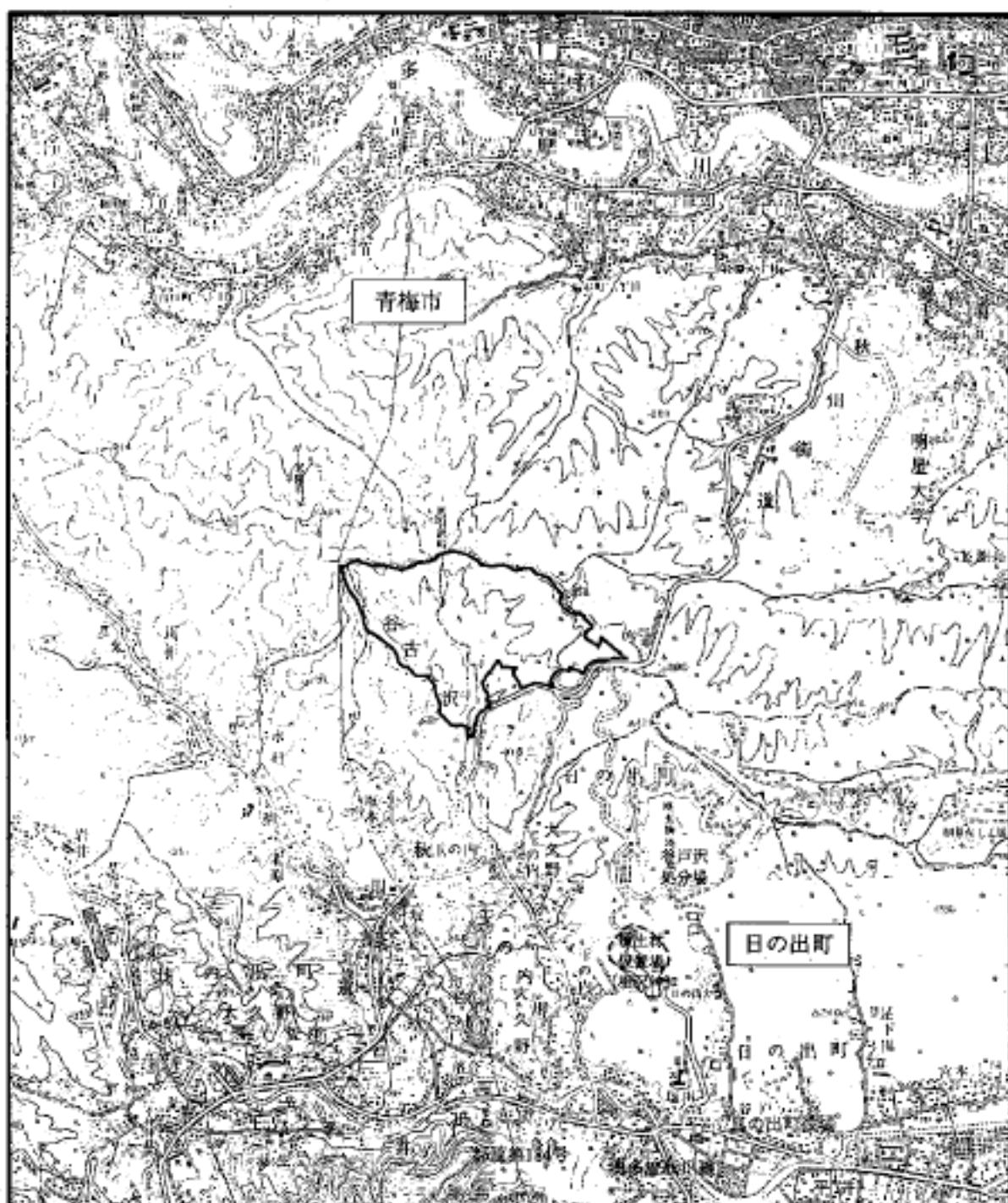
表 1.4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大 気 汚 染	<p>表土の除去及び覆土による土壌粒子の飛散については、飛散しやすい風の出現頻度は非常に小さく、土壌粒子の飛散はほとんどないことから、影響は少ないと考える。</p> <p>建設機械及び埋立用機械からの排出ガスについては、評価の指標を下回ることから、影響は少ないと考える。</p> <p>将来の道路環境大気質濃度については、現況濃度とほぼ同程度であり、処分場関係車両による寄与は極めて少ないことから、影響は少ないと考える。</p>
2. 悪 臭	<p>廃棄物の埋立作業中及び埋立作業の完了後において、計画地の敷地境界での悪臭物質及び臭気濃度は、評価の指標を下回ることから、影響はないと考える。</p>
3. 騒 音	<p>建設機械から発生する騒音及び発破作業騒音については、計画地敷地境界で評価の指標を下回ること、計画地近傍の3地区で現況と同程度となることから、影響は少ないと考える。</p> <p>道路交通騒音については、処分場関係車両の走行による寄与分は1デシベル以下となり、影響は少ないと考える。</p>
4. 振 動	<p>建設機械から発生する振動及び発破作業振動については、計画地敷地境界で評価の指標を下回ること、計画地近傍の3地区で振動<small>かんかくいささ</small>感覚閾値^{注)}を下回ることから、影響は少ないと考える。</p> <p>道路交通振動については、処分場関係車両の走行による寄与分は1デシベルとなり、影響は少ないと考える。</p>
5. 水 質 汚 濁	<p>降雨時に改変区域から発生する土砂及び濁水は、防災調整池等により濁水処理を行った後放流されるため、現状の水質環境がほぼ維持できると考える。</p>

注) 人間が振動を感じ始める値。

表 1.4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
6. 地形・地質	<p>計画地の地盤は、堅硬な岩盤及び締りの良好な砂礫層からなり、主要施設の建設や廃棄物の埋立に対して十分な地耐力を持つことから、地盤変形は少ないと考える。トンネル区間についても、締りの良好な砂礫層であることから、地盤変形は少ないと考える。</p> <p>また、計画地の切土は関係法規の標準切土法面勾配に準拠すること、貯留堤の盛土は所要安全率を上回ることから、斜面の安定性は確保される。</p> <p>これらのことから、計画地の周辺についても地盤変形が生じることはないと評価される。</p> <p>計画地及びその周辺の地下水系に対しては、残留緑地により尾根部の切土は極力避けられていること、主要な掘削は計画地内の貯留堤上流部に限られていることから、地下水位の低下範囲は埋立地内に限定され、地下水の低下量も軽微であると考ええる。</p>
7. 植物・動物	<p>陸上植物</p> <p>工事の施行中には、計画地の改変区域において植物の生育環境が消失するが、計画地のうち50%程度を残留緑地として確保するとともに、注目される種については残留緑地内に移植し、可能な限り保全する。</p> <p>また、工事の完了後は、順次、緑化を実施することから、陸上植物に及ぼす影響は少ないと考える。</p>
	<p>陸上動物</p> <p>工事の施行中には、計画地の改変区域において動物の生息環境の消失及び改変区域外への個体の移動が考えられるが、計画地のうち50%程度を残留緑地として確保するとともに、注目される種については、計画地内東側に設ける保全ゾーンにおいて可能な限り生息環境の確保に努める。また、工事の完了後は、順次、緑化を実施し、生息環境の形成を行う。</p> <p>以上のことから、陸上動物に及ぼす影響は少ないと考える。</p>
	<p>水生生物</p> <p>計画地の改変区域では、水生生物の生育・生息環境は消失するが、計画地から下流の谷古入沢及び玉の内川の河川環境は、概ね現況の状態が維持されることから、改変により地域の水生生物に及ぼす影響は少ないと考える。</p>
8. 景 観	<p>計画地内に残留緑地を確保してスカイラインとして視認される尾根部を保全し、眺望の変化を抑えることなどから地域景観の特性の変化は少ない。また、代表的な地点からの眺望の変化についてはハイキングコース入口からの景観が、浸出水処理施設の築造に伴い人工的な景観へと変化するが、その他の地点からの眺望の変化は少ない。</p> <p>以上のことから、本事業の実施により景観に及ぼす影響は少ないと考える。</p>

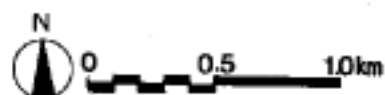


凡例

対象事業の位置

図 2.2-1 対象事業の位置

1:30,000



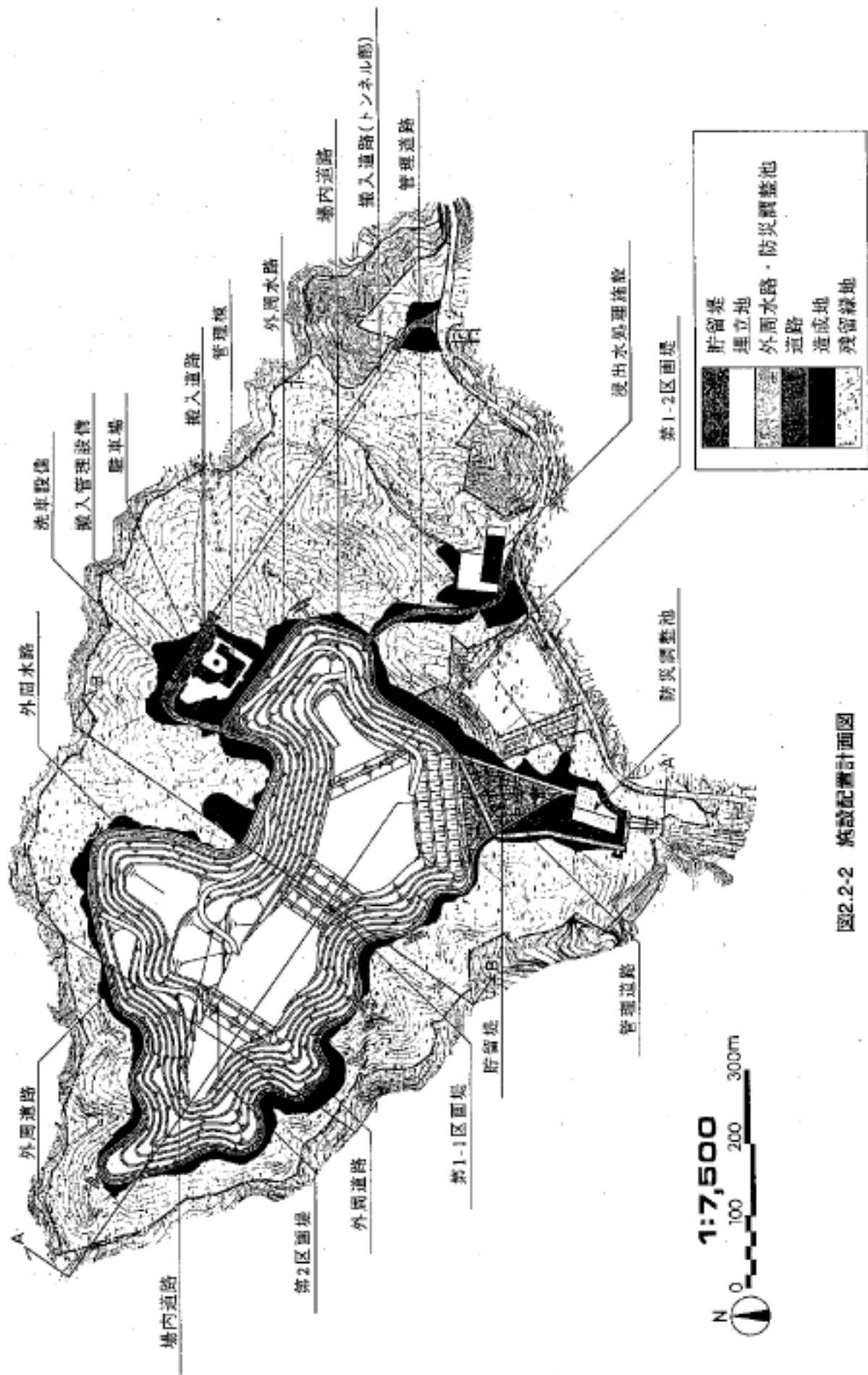


図2.2-2 施設配置計画図